

平和を希求、人権を尊重、自治を実現
安心・安全が市民の心に響く長野市政を

平成27年度予算編成における重点政策・施策の提案書

2014年11月20日
長野市議会・市民ネット
池田 清
布目 裕喜雄

1. はじめに

- (1) 「デフレからの脱却」「新たな成長戦略」「地方創生」を掲げる安倍政権の下にあって、緊急経済対策の地方への波及効果が期待されつつも、地方・地域でその効果を実感できる状況になく、むしろ、市民生活には疲弊感、閉塞感が押し寄せています。基礎自治体である長野市政にあっては、人口減少に歯止めをかけうる総合的な施策展開とともに、市民生活の立て直しを最優先にしていくことが求められています。
- (2) 「活き生き“ながの”、元気な長野」「市民とともに笑顔あふれる県都長野」を掲げる加藤市長の就任から1年。こども未来部の創設を機とする子育て支援施策の展開、新幹線延伸・善光寺御開帳プロジェクトによる交流人口の増加に向けた施策の展開は一定の評価をしつつも、人口減少への反撃、雇用の確保、中山間地域の活性化、セーフティネットの拡充、地域特性を生かした特色あるまちづくりに向けてはなお課題を残しています。地域における安定雇用の創出とそれを支える地域循環型産業の構築、暮らしやすさ・住みやすさを広げる生活インフラの拡充、子育て支援・健康寿命の延伸策の具体化を図り、市民生活に活力と元気を実感できる市政運営が展開されること、とりわけ、行政と市民は対等であり「協働のパートナー」である関係を深く認識し、「風通しの良い市政運営」「地域重視の現場第一主義」を誠実に実行されることを強く求めるものです。
- (3) 平成27年度は、大規模プロジェクト事業が山場を迎え、予算執行においても建設投資への比重がより高まります。労務単価引き上げ等により事業費の増大が避けられない中、厳しい財政状況に鑑み、抑制的で規律ある財政運営に特段の配慮が求められるとともに、市民生活の日常にしわ寄せされることがないようにしなければなりません。将来にわたって持続可能な施設整備・施設運営を見通し、的確に対応することが課題となっています。
- (4) 平成25年度まちづくりアンケートでは、「特に力を入れてほしい施策」として、「安定した雇用の確保」が5年連続でトップに、そして、「バスや鉄道な

どの移動手段の確保」「商店街などの商業の活性化」「介護予防の充実、介護サービスの充実」「子育て支援の充実」が上位となり、「利用しやすい行政サービスの提供」「医療体制の整備・充実」「幹線道路や生活道路の整備」「中心市街地の再生」「学校教育の充実」と続いています。また、「防災対策の推進」が11位と前年度に比べ順位を上げています。

これらアンケート結果を行政施策の優先度を図る重要な物差しと位置づけ、市民から見てメリハリの利いた政策・施策展開が求められています。

- (5) 地方分権・地域主権の時代、市民が主役となる市政を実現するためには、情報公開と説明責任が不可欠です。特に政策・施策の形成過程における市民参画を重視し、市民の理解と合意形成に謙虚に心を砕くことを改めて強く求めたいと思います。

私たち市民ネットは、二元代表制のもと、市長及び執行機関を厳しく監視・評価するとともに、市民一人一人が主役となる市政をめざし市民目線で政策提案を行います。

「グローバルに考え、地域から行動する」…H27年度の予算編成にあたり、広がる地域格差、所得格差を是正し、市民が明るく豊かに安心して住み続けられる地域づくりを進める立場から、重点政策及び重点施策について、「選択と集中」のもとに限定し、次の通り要望・提案します。

II. 11の重点政策と127の重点施策

1. いのち、ライフラインを護る 災害に強い都市づくりを最優先

- (1) 災害時における市民の安否確認・避難確認の体制を促進する。災害時要援護者支援計画において地域ごとの個別具体的な安否確認・避難態勢の構築を確立する。また、社協等と連携する「孤立防止・見守りネットワーク」は、一人暮らし高齢者のみならず、障がい者や認知症患者を対象に加え、さらに拡充する。
- (2) 住民自治協議会のもとで実施される自主防災会等の防災訓練を支所単位規模の総合訓練に拡充・恒常化するとともに、それに対する財政支援を充実する。防災マップ・土砂災害ハザードマップ・洪水ハザードマップの市民への周知徹底を図るとともに、マップを活用した防災避難訓練を体系化して実施する。
- (3) 防災備蓄倉庫の設置と備蓄品の拡充は、計画を早期に前倒しで具体化する。また、土砂災害警戒区域内の避難所について、民間施設も含め早急に代替避難所を指定する。
- (4) 公的施設の耐震化は、耐震化促進計画の前倒し実施を図るとともに、特定建

- 建築物及び一般住宅の耐震化を計画的に促進する。
- (5) 電気・ガス・水道のライフラインの確保にあたり、広域的視点に立ち複数の供給ルートをあらかじめ定める。
 - (6) 長野市地域防災計画に新たに盛り込まれた原子力災害編に基づき、原子力災害を想定した防災訓練を早期に実施する。
 - (7) 簡易測定器（シンチレーション・サーベーター）による空間放射線の測定を継続する。また、市民に貸し出しできる簡易測定器を導入する。
 - (8) 給食食材の放射性物質の検査を継続して実施するとともに、給食食材全ての品目の測定に向けた検査体制を再構築する。また、調味料、加工品、魚介類、牛乳・乳製品などの品目を検査対象とする。
 - (9) 食物連鎖による放射能拡散と汚染された食物・食品を摂取することによる内部被曝が懸念されることから、市独自に食品・食物、土壌の放射線量の測定体制を確立するため、消費者庁の貸与機器に加え、独自に「ゲルマニウム半導体核種分析装置」（約2千万円）を保健所に導入し、検査体制を拡充する。
 - (10) 放射性ヨウ素の体内蓄積による発がんを予防する備えとして、安定ヨウ素剤の備蓄に取り組み、妊婦や子ども達を対象とした投与・服用計画を立案する。
 - (11) 水道局浄水場の運転管理業務の民間委託は、これ以上拡大せず、「水の安全」を最優先する監督指導體制を確立する。県営水道の市への移管を図り、市域における一体的な上下水道体制を構築する。
 - (12) 上下水道施設の維持管理にあたり、利用者負担に過度に依存しない健全計画を検討、策定する。料金徴収業務の事業者変更に伴い、混乱なきよう市民サービスの向上を図る。
 - (13) 命の重さに地域格差を生じさせない地域消防体制を確立する。消防・救急のマンパワーを重視し、消防局職員について一律削減の対象から除外するとともに、勤務体制の変更は現場の意見を尊重し慎重に対応する。
 - (14) 中心市街地の防災拠点である中央消防署の移転改築に伴い、消防・救急の高度化を図るとともに、災害対策本部・消防局との一体的・総合的な危機管理体制を構築する。早期に全救急隊に高規格救急車及び救急救命士を配備・配置する。
 - (15) 今年の豪雪被害等を教訓に、除雪体制の再構築に万全を期す。特に生活バス路線の確保を最優先とする態勢を再構築するとともに、道路の管理責任者毎の除雪体制から地域別・ゾーン別の一体的な除雪体制への移行を検討する。また、中山間地域のみならず市街地の生活道路の除雪を円滑に行うため、小型除雪機の貸与・貸出を拡充する。

2. 自然エネルギーに転換、脱原発環境都市・ナガノへ

- (1) 原子力発電に依存せず、太陽光、小水力、地熱利用を柱に自然エネルギーへの転換を計画的に促進する。

- (2) 通年を通じた節電・省エネの取り組みを拡充し電力需要の削減を具体化する。温室効果ガスの削減目標（短期目標）について、2020年までに2005年比20%削減すると上方修正した「地球温暖化対策地域推進計画」の数値目標が達成できるよう必要に施策を促進する。エコでスローな生活スタイルへの転換をハード・ソフト両面で展開できる取り組みを促進する。
- (3) 渇水対策、治水対策、熱中症予防、農作物の高温障害対策、生態系の保全など気候変動による悪影響への備えと新しい気候条件の利用という観点から地球温暖化に適応する施策展開を図る。
- (4) 公共施設への太陽光発電システムの積極的な導入を計画化する。市が補助金を出す民間福祉施設等の建設にあたっては太陽光発電システム及びコ・ジェネレーションシステム等の導入を義務化する。
- (5) バイオマス資源の有効活用のため関係する林業、農業、食品工業関係者との連携を強めるとともに、新たなエコビジネス創出に対しより積極的な支援を行う。公共施設へのペレットボイラー、ペレットストーブの普及をさらに図るとともに間伐材の有効利用に努める。
- (6) 民間による売電を目的とした太陽光発電システム設置の開発行為に対し、規模を問わず、景観、環境破壊、農地保全、災害防止の観点から、一定の規制を検討し対応する。
- (7) 県の「県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク」を市独自に拡充し、新たにノーマイカー通勤運動を再構築する。（再掲）
- (8) 家庭ごみ処理手数料の有料化から5年、リバウンドの動向を注視し、継続的に意識啓発に取り組み、ごみ減量をさらに推進するとともに、不法投棄監視体制を強化する。
- (9) 長野広域連合のごみ焼却施設の建設は、説明責任を全うし、地域住民の十分な理解、合意のもとに進める。また、新たな施設は公設民営のDBO方式となることから、現清掃センター職員の雇用継続を図るとともに、職員の技能等が活かされる職場配置を進める。さらに、灰溶融炉の設置は、廃止・休止に転換する自治体の動向、熔融スラグの利活用の限界等を踏まえ、再検討する。
- (10) ごみの減量と再資源化を促進するため、リサイクルハウスの設置補助金を充実し拡大を図る。
- (11) 「長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」を適切に運用し、市民の生活環境の保全に努める。
- (12) アクト全産が放置した産業廃棄物の撤去について、国、県と協議を急ぎ、早期に全量撤去を実現する。

3. 市民自治を育み、自立する住民自治協議会へ

- (1) 住民自治協議会の成熟度を見極めつつ、財源・権限をさらに住民自治協議会に移譲し、真の住民自治組織への移行を支援する。また、住民自治協議会の財

- 政運営について、自立の観点から住民主体による活用の自由度を保障する。
- (2) 住民自治協議会が主体となってまちづくりを進めるため、「まちづくり・自治基本条例（仮称）」を策定する。
 - (3) 支所発地域力向上支援金は当面倍増し、活用の自由度を高める。
 - (4) 地域福祉計画およびまちづくり計画は、住民自治協議会が取り組む「まちづくり」の大きな柱と位置付け、全地区での策定、住民参加による実行を積極的に支援する。
 - (5) 地域福祉ワーカー配置を地域振興部とし、中山間地域における地域活性化推進員と一体で、総合的な支援体制を確立する。
 - (6) 本庁と支所の役割分担の見直しにあたり、支所機能を強める観点から、市役所内分権を形にするともに、支所を住民活動の拠点として拡充する。住民自治協議会と支所長との連携を強化し、支所の住民自治協議会活動を支援する担当職員を増員する。
 - (7) 役員など一部の住民だけでなく、一般住民が幅広く参画する住民自治協議会となるよう継続的な支援を行う。また、男女共同参画の観点から女性役員の登用を積極的に支援する。
 - (8) 住民自治協議会の活動交流の場となる「住民活動フォーラム」は、自治協議会の自立を促しながら拡充する。さらに住民自治協議会の部会毎或いは活動分野毎に自主的にかつ互いに切磋琢磨できる活動交流の仕組みをつくる。
 - (9) 南部土木事務所は犀川以南地域において即応できる十分な態勢を拡充する。
 - (10) 深刻な危険家屋・空き家問題に対応するため、空き家の解体費用の助成、固定資産税の軽減、行政代執行を盛り込んだ「空き家の適正管理に関する条例（仮称）」を制定する。

4. 「効率・採算」から

「市民必要度・満足度」を基本にした行財政改革へ。

- (1) 公契約において、ILO94号条約（公契約における労働条項）を重く受け止め、地域の公正労働基準が担保される契約とする。公権力的な規制を規定しない川崎市や多摩市等の公契約条例、また長野県の契約に関する条例等を踏まえ、市の公共工事や委託事務の品質確保、ダンピング受注の排除、労働者への適正賃金の支払い等を担保する長野市公契約条例の制定に取り組む。
- (2) 建設工事、製造の請負、物件の買い入れ、その他の契約において、総合評価落札方式の拡大、加点基準の拡充を図るとともに、予定価格の適正な設定を図る。清掃・警備・印刷業務等における一般競争入札に最低制限価格制度を導入する。また、建設工事において適正な労働賃金が確保されるよう、県が実施する「契約後確認調査」を導入、強化する。
- (3) 自主財源の増大を図り、地方交付税の適正配分を確保するとともに、国の公

共投資に伴う地方自治体の負担転嫁を改めるよう、税財源移譲を国に強く働きかける。

- (4) 財政構造改革プログラムを再検証し、市民活力、市民サービスを低下させないよう見直す。
- (5) 利用者負担の見直しは、地域経済情勢にかんがみ、家計支援の観点から、凍結を含め見直し、各種行政サービスの利用促進向上策を優先し取り組む。
- (6) 指定管理者制度のモニタリング評価は、選定委員会における第三者評価の導入から、さらに市民が参画する第三者機関、(仮)「行政サービス検証委員会」により、市民の声が反映される仕組みに進化させる。また、指定管理者の選定過程の情報開示と説明責任を十分に行うとともに、地域振興に鑑み地元民間事業者の活用を図る。さらに、指定管理者が変更される場合、従業員の雇用継続が図られるとともに労働条件が低下しないよう指導監督をより強化する。
- (7) モニタリング評価における「2評価施設」および総合評価の低い施設について、所管課の積極的な監督・指導によりサービス向上の改善を図る。2年以上継続して改善されない場合は、選定対象から除外するなど厳しく対応する。
- (8) 行政評価システムにおいて、施策評価・政策評価へと確実に拡充させるとともに、市民・第三者による行政評価のシステムを再構築する。
- (9) 公民館への指定管理者制度導入は、住民自治協議会の成熟度を見極め拙速な取り組みとせず、公民館運営主体の現場の声を踏まえ、社会教育法が求める市立公民館における社会教育水準が低下しないよう慎重に対応する。

5. 市有施設の再生・再構築へ。ハード・ソフト両面から見直す。

- (1) 投資的建設事業となる大規模プロジェクトは、効率的な財源配分に十分配慮し、市民負担の軽減に努めるとともに、福祉や教育分野にしわ寄せされない財政運営を堅持する。施設の建設、維持運営において、最大限、経費を削減する。
- (2) 「公共施設白書」でまとめた施設の現状と課題について、市主催の市民討論会など広く市民の理解を深める手立てを講じる。「白書」を踏まえた「公共施設マネジメント指針」及び「公共施設再配置計画」策定にあたり、コスト論に偏る安易な施設の廃止・統廃合、民間移譲とはしない。公共施設の見直しは、市民サービスに直結する問題であるだけに市民の共通認識と理解を必須条件とし、市民参加のもとに(仮称)「公共施設見直し市民委員会」を設置し、市民とともにつくる「公共施設再配置計画」とする。
- (3) 道路・橋梁、上下水道など都市インフラを含めた公共施設の維持・管理には、多大な財政投資が必要となることから、前項の見直し計画と合わせ、(仮称)「公共施設維持管理基金」を創設し、将来に備える。
- (4) 新第一庁舎及び市芸術館の運営を見据え、災害時における職員・来庁市民の避難等の安全性の確保はもとより、実効性のある総合案内・総合窓口となるワンストップサービスの提供、文化芸術の新たな創造の場としての機能の確立を

図る。

- (5) 8カ月の工期延長となった新第一庁舎及び芸術館の建設工事において、工事の品質確保に向けた検査体制を強化するとともに、労務単価の引き上げが下請け労働者にまで行き渡り実施されているか、契約の誠実な履行という観点から監督・是正指導できる体制を構築する。また、建設工事中の安全確保、市民の安全な案内誘導に万全を期す。
- (6) 市芸術館を運営する市文化芸術振興財団は、専門的かつ恒常的な文化芸術振興の推進機関となるよう、芸術監督や館長にとどまらず、有為な人材スタッフを継続的に確保し、市全体の文化芸術活動のレベルアップを図る。
- (7) 南長野運動公園総合球技場は、サッカーのみならずラグビーやアメリカンフットボールなどの球技スポーツの拠点施設として活用、運営できるものとする。AC長野パルセイロへの財政支援は、事業体及びスポンサー・サポーターによる自立経営を柱とし、市行政として過大な負担とならないよう抑制する。また球技スポーツの底辺の拡大に資するソフト事業を展開する。駐車場の整備には限界があることから、シャトル輸送をはじめ観客の移動を保障する仕組みを構築する。
- (8) (仮称) 第四学校給食センターの新設、新第一学校給食センターの整備、第三学校給食センターの廃止による3学校給食センター体制の新たな計画において、一連の整備事業全体を大規模プロジェクト事業に位置付け、財源確保をはじめとする財政見通しを明らかにして市民理解を得る。

学校給食センター全体の再整備に際し、学校内調理場（自校給食）方式のメリットを取り入れることに配意し、地産地消、食育の推進を大きく前進させるとともに、アレルギー食の完全提供体制を構築する。学校給食センター職員の雇用継続について万全の対応を図る。また、災害時において給食提供できる施設として検討するとともに、3センターにおけるリスク分担の在り方についても整理し情報開示する。
- (9) 権堂地区再生は、当事者意識に基づく民間活力が鍵である。B-1地区、A地区及びC地区を三位一体化させ、ソフト面による活性化策に移行する。
- (10) 長野駅周辺の整備は、東口と善光寺口の役割機能分担を明確にし、ひと優先・公共交通優先・景観優先のコンセプトのもとに、整備を図る。JRが新たに展開する商業施設が駅前一極集中に拍車をかけるものとならないよう、権堂地区を含む中心市街地全体のバランスあるまちづくりとする。
- (11) 学校施設の耐震化事業は最大限前倒しで実施できるよう促進する。また耐震化促進計画の対象施設の拡大を踏まえ、学校施設以外の市有施設、特定建築物及び住宅の耐震化を計画的に促進する。(再掲)
- (12) 公園での犬の散歩を全面的に解禁する。市民アンケートでは「現状の禁止のまま」がほぼ半数とはいえ、「マナーが良ければ気にならない」が6割と増加していること、また犬等ペットのセラピー効果、動物との共生を踏まえ、飼い主のマナー徹底を啓発し、条例改正を図る。
- (13) 県都における市立美術館の在り方について、信州新町美術館の役割を踏まえ

- つつ、県と共同出資による県立美術館の新設・拡充について検討する。
- (14) 全ての未利用地の有効性を検証し、市民サービスの向上につながる土地の有効活用に向けた対策を講じる。

6. 安定した雇用、安心できる福祉を最大の課題とし、長野市独自の暮らし支援策＝セーフティネットを用意し、市民生活を護る。

- (1) 魅力的なまちづくりにより人口減少に歯止めをかけることは喫緊の課題である。「人口減少に挑む市長声明－人口減少への反撃－」を市民へのメッセージに終わらせることなく、人口減少対策本部において、これまでの施策の類型化・寄せ集めから、より効果的な施策展開を体系化し実施する。
- (2) 市の緊急経済・雇用対策を拡充するとともに、雇用の確保・拡大、情報提供、共同・協業化を図るなど積極的支援の具体化を図る。
- (3) 生活困窮者自立支援法により、市が主体となった事業の本格実施にあたり、必須事業である自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給事業はもとより、相談事業と一体の就労支援、緊急生活支援、家計再建支援、子ども・若者学習支援等の任意事業を含め包括的な支援事業とする。「まいさぼ長野」の取り組みをしっかりと継承しつつ、市が主体性を発揮するパーソナル・サポート事業として展開する。
- (4) 生活保護は、申請書類の厳格化、扶養義務の強化を図る制度改悪が図られているが、制度の運用上、いわゆる「水際作戦」とされる給付抑制を排し、真に保護が必要な市民に対し必要な支援が行われるよう徹底する。生活保護費の基準引き下げによる就学援助の停止を行わず、就学援助と教材等の公費負担を増額し格差を是正する。
- (5) 国で施行されているハローワークを拠点とする就労・生活支援のワンストップサービスの提供について、県と連携し長野市圏域における具体化を図る。
- (6) 嘱託・臨時職員など非正規雇用職員について、官によるワーキングプアを生まないよう賃金・労働条件の改善を図る。
- (7) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」における地域生活支援事業の実施主体が市であることから、「だれもがあたり前に暮らせるまち」をめざし、障がい当事者の意見・要望に基づき市単独の補助を増やす。障がい者の法定雇用率の引き上げに伴い、民間企業2.0%、自治体2.3%を満たすよう取り組む。また、障がい者差別禁止条例の制定に取り組む。
- (8) 地域医療介護総合確保法により、市が実施する新しい介護予防・日常生活支援事業において、これまでのサービス水準をさらに向上させる「長野モデル」を構築する。地域間格差が生じないように配慮するとともに、地域包括ケアシステムの中核となる生活圏域ごとの地域包括支援センターの施設及び機能を拡充する。また、介護保険事業において、24時間対応を含め「定期巡回・随時

対応型訪問介護看護」態勢を市の責任で構築する。

- (9) 認知症をサポートする態勢づくりを最重要課題とし、市民病院に「認知症疾患医療センター」を創設し、地域包括支援ネットワークを構築する。認知症の早期発見に向け、情報提供及び相談窓口を充実させるとともに、かかりつけ医との連携・支援を具体化する。
- (10) 国民健康保険は、短期保険証の交付において抑制的に対応するとともに無保険状態を解消する。また国民健康保険の広域化にあたり、保険料の引き上げにより受診抑制につながらないよう慎重に対応する。
- (11) 国民健康保険の直営診療所は、中山間地域の住民の安心な生活の拠り所であり、医師会等の協力のもと常設型・出張型ともに維持存続を図る。
- (12) 難病患者に対する支援策を市独自に復活・拡充する。
- (13) 長野市民病院の地方独立行政法人化は、「移行ありき」とせず、公立病院に求められる政策医療の役割、長野医療圏における他の公的医療機関や医師会等との連携・役割分担を明確にしつつ、市民の医療ニーズに的確に応えられるよう市民合意のもとに慎重な対応を図る。
また、救急部門のオーバーワークを解消するため、スタッフの増員による救急態勢の拡充を図る。
- (14) 救急救命センターの増設については、北信医療圏全体の第3次医療のあり方を見極め、日赤病院及び厚生連篠ノ井病院、市民病院、3者との協議を市が主体となって冷静に進め、県への対応を図る。
- (15) 市民健康診査及び各種がん検診等の受診率を向上させ、疾病の早期発見にお一層努める。また、がん検診における経済格差を是正し、等しく健康を維持できるように、低所得者層を重点にした受診対策を講じる。
- (16) 消費者基本法や消費者安全法、消費者教育推進法を踏まえ、全庁的に消費生活行政を推進する体制を構築する。消費生活行政の充実を図るため「長野市版消費生活基本条例」または「消費生活行政の基本指針」を早期に策定する。
消費者教育推進法に基づき、消費者教育基本計画を策定し、ライフステージに応じ、学校教育、事業所、地域などで包括的に消費者教育を徹底する。
また、消費生活センターの充実に向け、相談員の拡充とスキルアップ、処遇改善を図る。

7. 子育て・子育てに夢を、地域・行政をあげて応援

- (1) こども未来部は、出生から18歳までのライフステージ毎の子育て支援のサービスが総合的・包括的に一貫して提供できるよう、さらに機構改革を進める。こども相談室は子どもに関するあらゆる相談・支援対応の一元的な窓口として、その機能をさらに拡充する。
- (2) 子どもの権利の保障を推進するために「子どもの権利に関する条例」を制定する。

- (3) 妊産婦の14回の検診及び超音波検査における公費助成・無料を継続する。
- (4) 中断している子宮頸がんワクチン、並びに継続しているヒブワクチン及び小児用肺炎球菌予防ワクチン接種にあたり、副作用等の症例情報に機微に対応できる万全の態勢をつくるとともに、子宮頸がんについては予防のための定期検診を充実させる。
- (5) 福祉医療費の支給年齢を所得制限なしで中学生にまで拡大する。
- (6) 子どもの貧困が社会問題化する中、中核市に移管されている児童相談所を開設し対応する。
- (7) 「長野市版放課後子どもプラン」は、原則無償を継続する。より厳しさを増す親の就労環境を考慮し、児童館・児童センターの拡充に軌道修正し、取り組みを全市化する。また、老朽化している児童館・児童センターの施設改修を優先する。
- (8) 地域とともにある学校づくりに向け、コミュニティスクールの導入を積極的に進める。
- (9) 情操教育を重視し、小中学校の芸術鑑賞予算を抜本的に拡充するとともに、市立図書館及び学校図書館の図書購入費を充実する。また、専門職としての司書を正規職員とし、その専門知識が活かされる魅力的な図書館運営を実現する。市立図書館分館構想の具現化を図るとともに、公募館長の採用等による魅力ある図書館を実現する。
- (10) いじめや虐待への対策は、教育委員会や学校組織には体質的に限界があることを自覚し、NPO等が行っている子どもからのSOSを直接受けとめる電話相談等への対応に転換し、NPO等の連携を通じた対応策を講じる。
- (11) 不登校対策として、学校や学校復帰を目標とする適応指導教室、中間教室などに通えない子どもたちの居場所及び親が相談できる場所をNPOと連携して設ける。
- (12) 保育所の耐震診断を完全実施し、必要な耐震化工事・改築を早期に進める。保育園の民営化は、保護者及び地域との協議を継続し、拙速に進めないこととし、一時保育・休日保育・延長保育等の特別保育事業の充実を図る。中山間地域における保育園、小学校の維持を図る。病児・病後児保育の拡充を早期に具体化する。
- (13) 学校施設及び保育所へのエアコン、扇風機の導入設置を計画的に行う。
- (14) 市立長野高校への中高一貫教育の導入計画を凍結する。国の小・中一貫教育の動きを見据えつつ、小・中の連携の新たな仕組みづくり、既存の市立中学校の教育環境の整備を最優先する。
- (15) 県立4年生大学について、地域経済および地域コミュニティの再生、地元雇用につながる教育課程編成となるよう提言を強める。後町小学校跡地における新大学キャンパスの施設は、住民自治協議会と連携し、地域拠点複合施設としての活用を図る。

8. 歩いて暮らせるまちづくり、 歩行者優先・公共交通優先のまちづくりへ。

- (1) 策定中の長野市版「公共交通ビジョン」は、日常生活に不可欠な市民の移動権（交通権）の保障の観点に立ち、地域公共交通機関が重要な都市基盤であり「公共サービス」であるとの位置づけのもと、鉄道（JR・しなの鉄道・長野電鉄）、路線バス、デマンド交通、タクシー、徒歩・自転車等の各交通モードを総合する公共交通ネットワークを再構築するものとし、また自動車の利用規制を含め、マイカーから公共交通への利用転換を政策誘導する仕組みを導入する。
また、地域公共交通活性化再生法により別途策定される「地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通再編実施計画」と一体のものとして策定する。
- (2) 地域公共交通の整備は、まちづくり・都市計画、環境・低炭素社会づくり、産業の振興、観光の振興、災害への対応、高齢者・障害者への福祉政策、交通事故対策や歩行者・自転車の安全対策など多岐にわたる政策と連動することから、交通政策を軸として、他の政策と連結連動する総合交通政策としてまとめ、具現化する。
- (3) 地域公共交通の活性化・再生における国の支援が効果的で持続的なものとなるよう、積極的に国に働きかけるとともに、これまでの「長野バス交通プラン」を踏まえ、新たに策定する「地域公共交通網形成計画」において、交通空白地域・交通不便地域・中山間地域の各地域特性に応じた生活バス交通システムの整備を着実に進める。また交通ICカードの商店街や市有施設での利用など電子カード化による汎用性を高める。
- (4) 長野電鉄屋代線の「廃止」に伴うバス代替運行は、沿線利用者の意見に基づき、403号線の渋滞解消策を早期に図るとともに、バスのメリットを生かした利便性のある公共交通とする。運賃は現行を維持する。
- (5) 交通事業者から提起される不採算バス路線の見直しにあたっては、「廃止ありき」とせず、日常生活に不可欠な公共交通路線であることの重要性に鑑み、利用状況や収支状況を検証し、収支改善策は利用者・住民の合意のもとに実施、利用促進策に工夫を凝らし、維持・存続を図る。
- (6) 新幹線延伸に伴う並行在来線の維持・存続にあたり、しなの鉄道の利用促進に取り組む。北しなの線の新駅設置は、沿線住民の利便性を高め、さらにマイカーからの利用転換につながる整備とする。
- (7) 「マイカー依存・クルマ社会」からの脱皮・転換を確かなものにするため、マイカーから公共交通への利用転換に「(仮)市民エコポイント」制度など、動機づけとなる仕組みを構築する。また、企業等の公共交通利用を促進するため、法人税の軽減措置などの政策誘導のもとに「エコ通勤」を喚起する。また、高齢者の外出支援である「お出かけパスポート」の利用者負担は100円を基本としつつ、距離制運賃の導入は、市民・利用者の声を踏まえ慎重に対応する。

- (8) 県の「県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク」を市独自に拡充し、新たなノーマイカー通勤運動及び自動車利用規制を施策化する。
- (9) パークアンドライドを促進するため、主要駅周辺のスーパーなどの店舗と協働し、駐車場・駐輪場の整備を図る。
- (10) 安全な自転車走行を確保するため、自転車道の整備を促進するとともに、歩道帯における自転車道の確保整備、サインの明示化を図る。
- (11) 電気自動車の充電設備の拡充を図る。

9. 中山間地域＝田舎の原風景を残し、続けられる農業・林業を。

- (1) T P P参加問題について、市の産業、市民生活への影響を見極め、産業衰退、活力喪失につながらないように、国に対し参加しないよう働きかける。
- (2) 市議会が12月市議会定例会に提案する「(仮称)長野市農業振興条例(案)」を受け取め、条例に基づく「農業・農村振興計画」を早期に制定し、必要な財源措置を図る。
- (3) 中山間地農業は、農地の集約化と大規模化を要する「儲かる農業」から、農業の多面的価値に着目し、「続けられる農業」に転換する。
- (4) 新規就農者支援制度は、国の支援制度と連携しつつも、意欲のある就農希望者が排除されないよう要件緩和を含め仕組みを見直し、農業の担い手の育成を推進する。
- (5) 「地域おこし協力隊」事業は、地域おこしと定住促進の目的が達成できるように、住民自治協議会とより連携し、事業内容の精査を支援しつつ、中山間地域の有効な活性化につなげる。
- (6) 国の制度改正を踏まえ、「中山間地域等直接支払制度」の一層の充実を図り、対象指定地域のすべての農地に適用する。
- (7) 地域奨励作物支援事業は、品目を拡大しさらに拡充する。
- (8) 実効性のある「地産地消・旬産旬消推進計画」を策定し、消費者に生産者の顔の見える関係づくり、地域内自給の向上を推進するとともに、食の安全を確立する。
- (9) 森林を緑の社会資本と位置付け、荒れた山を復元するため間伐等に集中的に取り組むとともに、公共建築物における木材利用を促進する。
- (10) 深刻化する有害鳥獣被害に対し、抜本的な援助を行うとともに、緩衝帯の整備などにより野生動物と共存する集落づくりをめざす。
- (11) 食肉加工施設は、加工肉の消費拡大、販路の確保等、事業効果が担保される施策として展開する。捕獲獣の焼却施設の整備に取り組む。
- (12) やまざと振興計画は、積極的かつ具体的な推進を図る。やまざとビジネス支援事業は、起業支援にとどまることなく、地域の振興・活性化につながる事業として精査し充実する。

10. 豊かであり続ける自然とホスピタリティを活かす。

- (1) 4億8,600万円の巨額を投資する新幹線延伸・善光寺御開帳プロジェクトにおいて、一過性の投資にならないよう、緊張感を持って事業展開を厳しく自己評価するとともに、次の御開帳までにどのように継承していくのか、新しい伝統を築く視点から次につながる投資となる展望・施策を確立する。
- (2) 北陸新幹線の金沢延伸を広域的な観光振興の展開の機として、観光客拡大と滞在型観光への転換に向けた具体的な対策を講じる。また、長野コンベンションビューローと連携し、多様なコンベンション誘致・開催を積極的に行い、より経済波及効果を高めるまちづくりを進める。
- (3) 「善光寺平和サミット」「門前まちづくりサミット」など、善光寺を中心とする門前町の特徴を生かし、全国から集客しうる次世代につながるイベントを企画する。
- (4) テーマ型観光、善光寺観光等の推進にあたり、セントラルスクウェアでの観光バス駐車社会実験の結果を踏まえ、貸切大型バスを市街地に滞留させず、中心市街地で観光客を降ろし、郊外臨時駐車場または善光寺駐車場の利用による、大型バスの運行迂回ルート及び郊外駐車といった「長野観光ルール」を確立し、市街地の渋滞緩和と観光客の歩行による回遊性を高める。
- (5) 「おもてなし」の心を観光事業関係者のみならず一般市民まで浸透させる啓発活動を地道にかつ継続的に行う。
- (6) 10億円の投資をしてもなお債務超過となっている戸隠スキー場の経営のあり方について、抜本的な経営改善計画を早急に講じる。

11. 人権都市ながのへ、そして市役所に活力を。

- (1) 松代大本営象山地下壕跡の案内看板の修正において、「主たる労働力は強制的に動員された朝鮮人労働者であった」歴史的事実を明確に記述・案内するよう再修正をはかる。そのために市民参加による「検討会」を立ち上げ再検討し、市民合意を形成する。
- (2) 中山間地域の活性化を課題とする市長直轄プロジェクトは、屋上屋とならないよう十分配慮しつつ、即効的な効果を上げられるプロジェクトとする。また、副市長二人体制において、所管別の役割分担にとどまらず、全庁的な課題における責任分担を明確にする。
- (3) 平和市長会議に積極的に参画し、核兵器廃絶に向け、「平和の日」の取り組みの充実をはじめ、市民参加のもとに目に見える平和行政を推進する。
- (4) 米軍普天間基地に配備された垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの国内低空飛行訓練にあたり、訓練飛行ルート＝ブルールートに市内地域がかかることから、支所を中心に市独自の監視体制をつくり、情報を公開する。
- (5) 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権を確

立し認め合う市民社会の構築に向け、人権同和施策を推進する。結婚や就職をめぐり依然として深刻な部落差別に真正面から向き合い、市民はもとより運動団体とも連携した人権尊重施策を展開する。人権同和政策課を維持する。

- (6) 職員不祥事の度重なる発生を重く受け止め、市職員のモラル向上を厳しく徹底する。また、市職員の“やる気”を引き出し、市役所・支所を活力あふれるサービス提供の拠点とする。職員研修にあたり、公務員倫理の徹底、質の高い公共サービスの提供を課題とする研修を拡充する。管理職のオーバーワークの実態を把握し、健康管理等を徹底する。
- (7) 施設の管理運営における指定管理者をはじめ、行政事務・業務の外部民間委託が常態化する中、総合職・技術職を問わず、委託した成果品等をしっかりチェックできる専門性を持った職員の採用を計画的に進めるとともに、専門性を生かした継続的な職場配置など、人材育成・人材活用に取り組む。

以 上